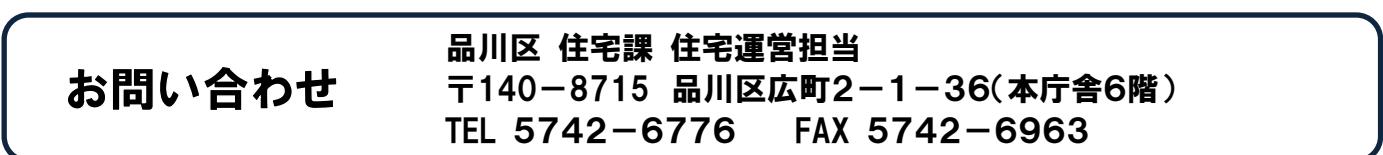
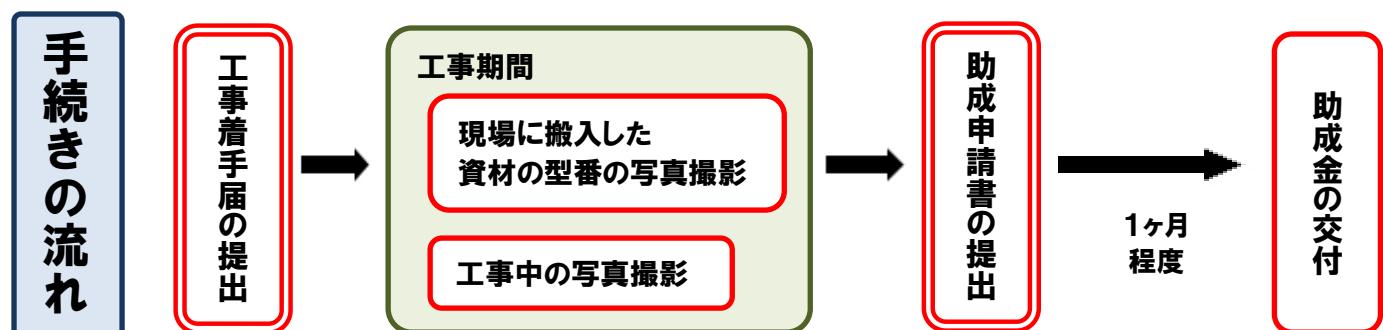
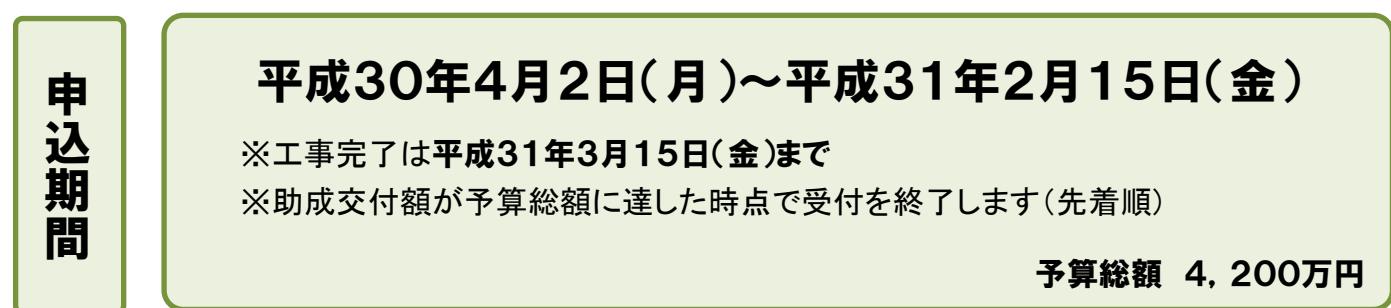
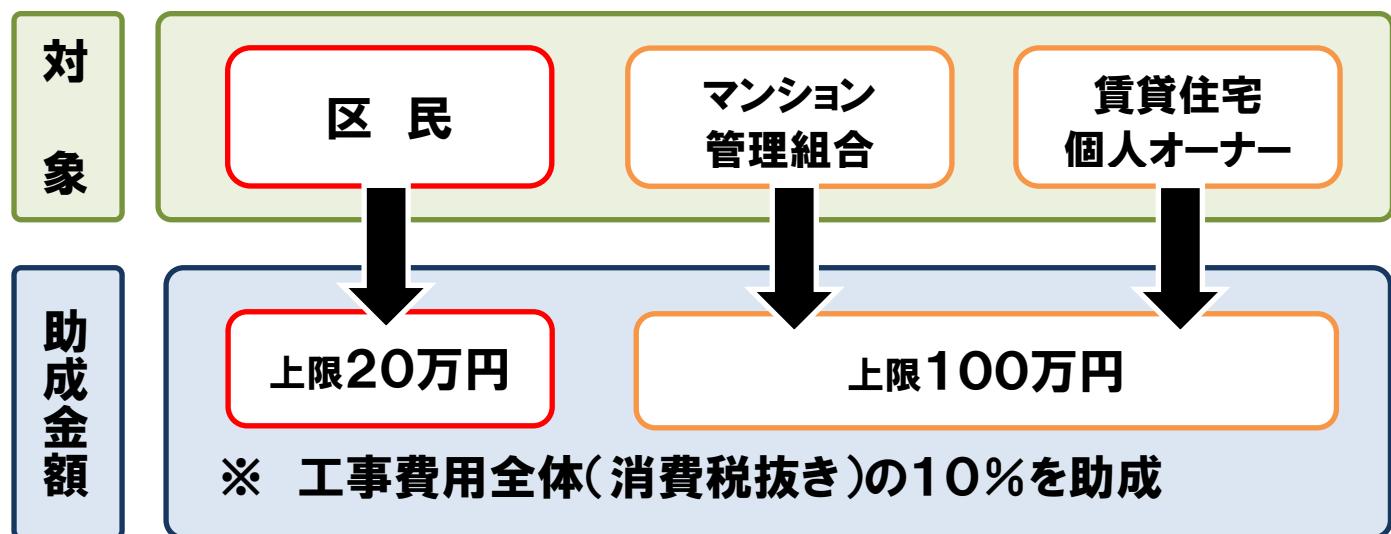


# 品川区住宅改善工事助成事業

## ◆助成制度の概要



# 目 次

---

1. 申込要件 <助成を受けるための要件一覧です> ⇒ 2ページ
2. 対象工事 <助成を受けるための工事一覧です> ⇒ 3ページ
3. 工事着手届 <工事着手前に提出いただく書類の一覧です> ⇒ 3ページ
4. 助成申請 <工事完了後に提出いただく書類の一覧です> ⇒ 4ページ
5. 工事基準 <対象工事の基準の一覧です> ⇒ 6ページ
6. 業者の方へ ⇒ 7ページ
7. その他の ⇒ 8ページ

## 1. 申込要件

---

◆それぞれの区分において○印が付いている要件をすべて満たしていること

区…区民 , マ…マンション管理組合 , オ…賃貸住宅個人オーナー

区分			要件
区	マ	オ	
○	○	○	この制度をはじめて利用すること
○	○	○	工事着工前であり、平成31年3月15日までに助成申請書類を提出できること
○	○	○	区内施工業者に発注して行う工事であること
○	○	○	助成対象工事費用(消費税抜き)の総額が10万円以上であること
○	○	○	助成対象工事について他の助成制度を利用していないこと
○	○	○	建築基準法その他の関係法令に適合していること (※ 7. その他 Q&Aを参照)
○	○	○	助成対象工事について建築確認が必要な場合は、原則として品川区建築課で取得すること
○	—	—	品川区民(改修後に品川区民になる場合も含む)であること
○	—	—	工事対象住宅(区内)に居住していること、または改修後に居住すること
○	—	○	前年所得(所得税法に規定する前年の合計所得金額)が1,200万円以下であること
○	—	○	住民税を滞納していないこと
○	—	—	工事対象住宅が賃借の場合は、対象工事について所有者から承諾を得ていること
—	○	—	品川区内の分譲マンションであること
—	○	—	マンション共有部分の工事について、総会等で区分所有者の承認を得ていること
—	—	○	自己所有の賃貸住宅(区内)について対象工事を行うこと

## 2. 対象工事

◆下記の項目のうち1つ以上該当することが必要です。

【証】助成申請にあたり「性能証明書」の提出が必要な工事を指します。

【写】助成申請にあたり「現場に搬入した資材の型番が確認できる写真及び工事中の写真」の提出が必要な工事を指します。

エコに関する工事		バリアフリーに関する工事	その他の工事	
LED照明器具設置	【証】 【写】	手すり設置	屋根の軽量化	【証】
遮熱性塗装	【証】 【写】	段差解消	外壁耐火パネルの設置	【証】
日射調整フィルム設置	【証】 【写】	廊下・出入口の拡張	防犯ガラス・扉等の設置	【証】
断熱化	【証】 【写】	扉改修	家具転倒防止器具の設置	
節水型便器設置	【証】	浴室改修	その他、 耐震性を高めるための工事	【証】
高断熱浴槽設置	【証】	トイレ改修	上記の表の工事を行うと 同時に行った工事も助成の 対象となります！！	
換気設備新設	【証】	その他、 バリアフリーに配慮した工事		
環境に配慮した内装材使用	【証】			
その他、環境に配慮した工事	【証】			

### 助成対象とならない工事の例

- 新築・解体工事 ○店舗・事務所の工事 ○家電製品の購入・設置 ○電話・インターネットの配線工事
- フェンスブロック塀等の外構工事 ○テレビアンテナの購入・設置 ○植樹・剪定等の植栽・造園工事
- ハウスクリーニング・排水管清掃工事 ○家具・カーペット・カーテン・ブラインド等の購入・設置
- 他の助成制度により支援をうける工事 など

## 3. 工事着手届

◆工事着手前に提出する書類（平成31年2月15日(金)まで）

①	工事着手届（第1号様式）
②	業者作成の見積書（資材の規格や金額内訳、業者印・予約申込者氏名の記載があるもの）
③	見積書記載の全ての工事予定箇所を確認することができる日付入りの写真

※着手届以外の工事については助成の対象となりません。

## 4. 助成申請

◆工事完了後1ヶ月以内に提出する書類（平成31年3月15日(金)まで）

区民の場合	
必ず提出	① 助成申請書（第2号様式）
	② 助成金交付請求書
	③ 口座振替依頼書
	④ 領収書原本（窓口にてコピーを取らせて頂き、原本はお返しします） 業者住所、業者印、助成申請者氏名、工事期間の記載があるもの
	⑤ 見積書記載の全ての工事完了を確認することができる日付入りの写真
必要に応じて提出	⑥ 住民票の写し 申請書裏面の「資格同意欄」に署名・捺印されない場合
	⑦ 平成30年度住民税納税証明書または非課税証明書 平成30年1月1日時点で品川区に住民票があり、申請書裏面の「資格同意欄」に署名・捺印されない場合
	⑧ 平成30年度住民税課税証明書 納税証明書に合計所得金額が記載されていない場合
	⑨ 業者作成の請求書内訳（資材の規格や金額内訳、業者印・助成申請者氏名の記載があるもの） 見積書の金額に変更が生じた場合（工事項目の追加は不可）
	⑩ 性能証明書（対象工事に関する基準を満たしていることを確認することができるもの） 3ページの対象工事欄に【証】の印がある工事を行う場合
	⑪ 現場に搬入した資材の型番を確認することできる写真 3ページの対象工事欄に【写】の印がある工事を行う場合
	⑫ 工事途中の写真 3ページの対象工事欄に【写】の印がある工事を行う場合
	⑬ 檢査済証の写し 建築確認が必要な場合

### 提出書類に関する注意点！

- ☆ 7月末までの間に申請をされる場合は、平成30年度住民税納税証明書に替えて平成29年度住民税納税証明書および平成29年分源泉徴収票（確定申告書の控え）を提出してください。
- ☆ 提出書類に押す印鑑は工事着手届と同一のものをご使用ください。
- ☆ 提出書類に不備がある場合は書類を再提出してもらうことがあります。



## マンション管理組合の場合

必ず提出	① 助成申請書（第3号様式）
	② 助成金交付請求書
	③ 口座振替依頼書
	④ 領収書原本（窓口にてコピーを取らせて頂き、原本はお返しします） 業者住所、業者印、助成申請者氏名、工事期間の記載があるもの
	⑤ 対象工事に係る総会等の決議書の写しまたはそれに代わるもの
	⑥ 見積書記載の全ての工事完了を確認することができる日付入りの写真
必要に応じて提出	⑦ 業者作成の請求書内訳（資材の規格や金額内訳、業者印・助成申請者氏名の記載があるもの） 見積書の金額に変更が生じた場合（工事項目の追加は不可）
	⑧ 性能証明書（対象工事に関する基準を満たしていることを確認することができるもの） 3ページの対象工事欄に【証】の印がある工事を行う場合
	⑨ 現場に搬入した資材の型番を確認することできる写真および工事途中の写真 3ページの対象工事欄に【写】の印がある工事を行う場合
	⑩ 檢査済証の写し 建築確認が必要な場合

## 賃貸住宅個人オーナーの場合

必ず提出	① 助成申請書（第4号様式）
	② 助成金交付請求書
	③ 口座振替依頼書
	④ 領収書原本（窓口にてコピーを取らせて頂き、原本はお返しします） 業者住所、業者印、助成申請者氏名、工事期間の記載があるもの
	⑤ 賃貸契約書の写し（代表で一世帯分）
	⑥ 見積書記載の全ての工事完了を確認することができる日付入りの写真
必要に応じて提出	⑦ 平成30年度住民税納税証明書または非課税証明書 平成30年1月1日時点で品川区に住民票があり、申請書裏面の「資格同意欄」に署名・捺印されない場合
	⑧ 平成30年度住民税課税証明書 納税証明書に合計所得金額が記載されていない場合
	⑨ 業者作成の請求書内訳（資材の規格や金額内訳、業者印・助成申請者氏名の記載があるもの） 見積書の金額に変更が生じた場合（工事項目の追加は不可）
	⑩ 性能証明書（対象工事に関する基準を満たしていることを確認することができるもの） 3ページの対象工事欄に【証】の印がある工事を行う場合
	⑪ 現場に搬入した資材の型番を確認することできる写真および工事途中の写真 3ページの対象工事欄に【写】の印がある工事を行う場合
	⑫ 檢査済証の写し 建築確認が必要な場合

## 5. 工事基準

◆業者に工事内容が下記の基準を満たしているか確認してください。

工事内容	基 準
LED照明器具設置	<p>既存の照明を基準に沿ったLED照明器具へ変更。</p> <p>電球型LEDランプの場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・定格寿命が 30,000 時間以上であること</li><li>・エネルギー消費効率が 55lm/w 以上であること</li></ul> <p>(ただし、全光束 400lm 未満のものについては消費効率が 50lm/w 以上であること)</p> <p>内照式のLED表示灯(非常誘導灯、案内板など)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・定格寿命が 30,000 時間以上であること</li></ul> <p>それ以外のLED光源を用いた器具</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・LEDモジュール寿命が 40,000 時間以上であること</li><li>・エネルギー消費効率が 60lm/w 以上であること</li></ul> <p>(ただし、全光束 400lm 未満のものについては消費効率が 30lm/w 以上であること)</p>
遮熱性塗装	屋根・屋上・外壁・ベランダのいずれかに遮熱性塗装(原則として JIS で定める試験法に基づき近赤外線領域における日射反射率50%以上)を使用すること
日射調整フィルム	窓に日射調整フィルム(原則として JIS で定める試験法に基づき遮蔽係数0.85 以下、熱貫流率 5.9w/m <sup>2</sup> k 以下)を設置すること
断熱化	窓の断熱改修、外壁・天井・床などに断熱材を施工すること
節水型便器設置	既存の便器を節水型便器(原則として JIS で定める大便器のうち「節水Ⅱ型」に該当し、JIS 認証を取得している製品)に変更すること
高断熱浴槽設置	既存の浴槽を高断熱浴槽(原則として JIS で定める保温性能による区分における「高断熱浴槽」の認証を JIS 登録認証機関から取得している製品)に変更すること
換気設備新設	換気設備の設置されていない居室に換気設備を設置、または換気のための床下換気口もしくは屋根裏換気口を設置すること
環境に配慮した内装材使用	内装仕上げに珪藻土・天然無垢材・竹炭・調湿紙などの製品、または JIS で定めるホルムアルデヒド発散基準がF☆☆☆～F☆☆☆☆の建材を使用すること
その他、環境に配慮した工事	その他、環境に配慮した工事と認められるもの
手すり設置	玄関・居室・トイレ・浴室・廊下・階段などに手すりを設置すること
段差解消	各室の床およびこれらをつなぐ廊下などの段差を解消、または道路から建物の出入口までの通路の段差を解消すること
廊下・出入口の拡張	廊下の有効幅を 780mm 以上に拡張、または出入口の有効幅を 750mm 以上に拡張すること
扉改修	扉を引き戸に変更、または扉の吊り元を変更、ドアノブをレバー式に変更
トイレ改修	和式便器から腰かけ式便器へ変更、または温水洗浄便器を設置、トイレ面積を増加、寝室近くにトイレを移設または新設すること
浴室改修	浴槽の高さを 400～450mm に変更、または浴室と脱衣室との床の段差を解消、床材を防滑仕様に変更、浴室に暖房器具を設置、浴室面積を増加

工事内容	基 準
その他、バリアフリーに配慮した工事	その他、バリアフリーに配慮した工事と認められるもの
屋根の軽量化	既存の粘土瓦・セメント瓦等の重い屋根材(1 m <sup>2</sup> あたり 35kg 以上)を 1 m <sup>2</sup> あたり 35kg 未満の屋根材に変更すること
外壁耐火パネルの設置	原則として既存の外壁全面を、火熱を遮る時間が 45 分相当以上(集合住宅の場合は 60 分相当以上)の性能を持つ外壁材に変更
防犯ガラス・扉等の設置	防犯性能の高い建物部材(CPマークの認証を取得している建材)を設置すること
家具転倒防止器具の設置	家具を固定する金具などの施工すること(本体家具の購入費用は除く)
その他、耐震性を高めるための工事	その他、耐震性を高めるための工事と認められたもの

## 6. 業者の方へ

### ○写真撮影について

助成申請にあたっては、「工事前後の施工箇所の写真」が必要になるほか、「現場に搬入した資材の型番を確認することができる写真および工事中の写真」が必要になる場合があります。助成申請者本人が施工箇所等を撮影することが困難な場合など(屋根の上、足場が悪い工事中の写真など)は、助成申請者と調整の上、写真撮影について対応をお願いします。

### ○ 見積書について

- ・予約申込者の氏名宛で作成してください。
- ・使用する資材の規格や金額内訳が確認できるように作成してください。

【見積書作成例】					
〇〇〇 〇〇〇 様		〇〇年〇〇月〇〇日 予約申込者の氏名宛てで作成			
見積有効期限:〇〇日間		有限会社〇〇〇〇 印 〒〇〇〇 東京都品川区〇〇〇〇 電話:〇〇〇〇〇 FAX:〇〇〇〇〇 担当:〇〇			
項目	規格・仕様等	数量	単価	金額	備考
I. 床の断熱改修(エコ住宅改修)	「エコ」「バリアフリー」「その他」に分類して作成				
1.解体工事	既存1階床解体	60m <sup>2</sup>	3000	¥180,000	
	1.小計			¥180,000	
2.木工事					
根太	サイズ〇〇×〇〇×〇	60本	¥550	¥33,000	
床組	手間	1式	¥100,000	¥100,000	
フローリング	材質〇〇 サイズ厚〇〇×幅〇	60m <sup>2</sup>	¥5,000	¥300,000	
フローリング張り	手間	60m <sup>2</sup>	¥2,000	¥120,000	
	2.小計			¥553,000	
3.断熱工事					
床用グラスウール	型番〇〇〇 サイズ〇〇×〇〇×〇〇	材工共	60m <sup>2</sup>	¥2,000	¥120,000
	3.小計			¥120,000	
	諸経費(1)	使用資材の金額内訳が確認できるように作成		¥85,000	
	I.合計			¥938,000	
II. 節水型トイレの設置(エコ住宅改修)					
1.撤去工事					
既存便器撤去	洋式	1式	¥10,000	¥10,000	
クッションフロア撤去	手間	1式	¥3,000	¥3,000	
	1.小計			¥13,000	
2.内装工事					
クッションフロア張り	厚さ〇〇	材工共	1式		
ソフト幅木	高さ〇〇	材工共			
	2.小計				
3.設備・機器工事					
	型番〇〇〇				
	料率〇〇〇				

## 7. その他

### ◆Q&A(よくある質問)

#### Q. 申請書類の提出は代理人でも可能ですか？

A. 代理人による申請は可能です。ただし、申請書等の署名は原則として申請者本人による直筆をお願いします。なお、書類に不備があった場合などは適宜対応していただく必要があります。

#### Q. 申込要件にあたる「区内の施工業者に発注して行う工事であること」とは？

A. 品川区内に所在する民間のリフォーム業者であり、区の指定などは特にありません。法人だけでなく区内在住の大工さんや個人経営の工務店なども含まれます。

#### Q. 申込要件にあたる「他の助成制度を利用していないこと」とは？

A. 住宅改修に対して国や都および品川区では多くの助成制度を設けています。それらの制度と本制度（品川区住宅改善工事助成事業）とは併用して申込を行うことはできません。

#### Q. 区内の施工業者を紹介してもらえますか？

A. 住宅課では区内建設組合4団体で構成される「品川区住宅センター協議会」を通じて、区内の施工業者を1社紹介しています。詳しくは住宅課住宅運営担当へお問い合わせください。

#### Q. 住宅改善工事助成における「建築基準法その他の関係法令に適合していること」とは？

A. 原則として対象建築物の新築・増改築時に建築確認を取得していること。  
建築基準法による接道が適法である住宅敷地であること。



昭和56年5月31日以前に建築された住宅等で、耐震診断・耐震補強設計に基づき耐震改修を行う場合に、工事費用の一部を助成します。（助成金が異なります）

【問い合わせ：建築課 耐震化促進担当】

☎5742-6634 FAX5742-6898

#### ご存知ですか？「住宅修築資金融資あつ旋」

住宅のリフォームを行う場合に、金融機関から低金利で資金融資を受けることができるようになつ旋を行います。

住宅改善工事助成との併用もできます。

【問い合わせ：住宅課 住宅運営担当】

☆「工事着手届」・「助成申請書」・「工事着手届記載例」・「助成申請書記載例」・「見積書作成例（業者向け）」については区のホームページからダウンロードできます。

エコ＆バリアフリー で検索



☆助成申請にあたっては、申請要件等をよく確認した上で手続きを行ってください。なお、申請内容の偽りやその他不正な手段により助成金交付の決定を受けたことが判明した場合には決定を取り消し、助成金を返還していただくことがあります。